

令和2年第6回
総務文教常任委員会

所管事務調査報告

期 日：令和2年8月4日(火)

調査内容：保健福祉課所管事務調査
(1) 国民健康保険事業について

出席者：総務文教常任委員5名

説明者：保健福祉課長、国保係長

国見町議会

ページ

松 浦 和 子 委員長 2

浅 野 富 男 委員 4

松 浦 常 雄 委員 5

八 島 博 正 委員 7

佐 藤 孝 委員 8

令和2年第6回総務文教常任委員会 所管事務調査報告書

令和2年8月7日

国見町議会議長 東海林一樹様

国見町議会議員 松浦和子

【調査内容】保健福祉課所管事務調査

国民健康保険事業について

「国保制度改革 ～納付金制度の仕組み～ 安心して暮らし続けられるために」
国保制度改革から3年目になるが、あらためて保健福祉課より説明を受けた。

・国保制度改革の概要について

① 背景と課題（人口問題が根底にある）

- ・日本の人口は100年で半分以下になる。
- ・高齢者が増え、若者が減る。
- ・生まれる人が減り、亡くなる人が増える。
- ・80歳以上の人口が増え続ける。

② 保険料水準統一の前提（住んでいる自治体で保険料が違うことへの疑問）

医療サービスに地域差のある都道府県において、医療サービスに見合わない保険料負担とならないように配慮する。一つの自治体で対応出来なくなるので、県でとなった。

③ 納付金制度の目指すところ

県内でも地域により、医療サービスに差がある。納付金についても差があるので保険料が同じということについては問題がある。所得が同じなら、どこに住んでも保険料が同じというのを目指している。

④ 統一保険料率のイメージ

- ・被保険者3,000人以下の小規模市町村が多い（国見町も該当）
- ・医療費指数の格差、市町村ごとの保険料率に格差がある。
- ・令和6年度に保険料の水準を合わせる考えである。
- ・令和7年度～13年度を統一保険料率に徐々に向かう期間とし、令和13年度に統一保険料率を目指す。但し、あくまでも目標で、改善が進まない場合は延長もある。

⑤ 被保険者数の動向と将来の見込み

国見町の65歳～74歳までの国保加入者は全体の6割を占めている。

統一されても、各自治体での基金の確保は必要である。

【感想】

国保制度改革から3年目になりますが、複雑でまだまだわからない点が多く、苦労し

ておりましたが、今回の所管事務調査の説明で、要領を得たような思いです。まずは、令和6年度の進捗状況の確認と令和13年度に統一保険料率をスタートできるのか見守って行きたいと思います。国見町の納付率は県内でも、常に10位以内を確保していることは担当課の努力あっての実績と考えます。少子高齢化問題は社会形成のあらゆる分野において、問題の根底となっていることをあらためて認識いたしました。

以 上

令和2年第6回総務文教常任委員会 所管事務調査報告書

令和2年 8月10日

国見町議会議長 東海林一樹様

国見町議会議員 浅野富男

【調査内容】 保健福祉課所管事務調査

(1) 国民健康保険事業について

国民健康保険制度は平成30年度より運営主体が市町村から県単位の事業に移行された。これに伴って保険税も県が収納することになった。保険税の徴収は市町村が行い県には納付金という名目で納めることになったがこの制度の仕組みを研修しようというのが今回の所管事務調査である。この制度改革の背景には、医療費の増大、少子高齢化による現役世代の負担増、国保の構造的な課題があげられる。したがってこの制度を継続させるには負担の公平化と医療費の適正化をめざすこと、これが国として示した方向性である。目指すところはどこに住んでいても同じ所得であれば同じ保険料であるべきとするものである。そのためには医療保険をできるだけ大きな鍋(今回は県単位)にまとめて、必要とされる財源を均等に負担してもらうというものである。しかしこの均等に負担してもらうことについて現実との乖離が横たわり一筋ならぬものとなっている。まず各自治体の所得水準をどのように補正するか、応能割と応益割をどうするか、医療費用の異なる分はどうするか、そして最大の課題である医療サービスの均質化はどのようにして確保するかなど、課題は山積している。また社会保険適用についてもその拡大を進めるとのことである。令和13年度までにこれらの課題をクリアして統一保険料にしたいというのが今の方針とのことである。ではどのようにしてこれらを進めることになるのか。それぞれの課題についての係数や指数をはじき出し、調整を図っていくものとしていることが説明されたが、これらについてもまだ途上のことであり、確たるものとはなっていないのが現状である。

【感想】

国民皆保険制度は世界的に見ても進んだ医療保険制度であると思う。このような制度は将来とも維持されるべきものである。しかし現在行われようとしている改革は、何よりも医療費の削減に重きを置いた方向ではないのか。医療サービスを受けるということは社会保障の一つではないのか。公平な負担とは言うものの人々の生活は様々である。保険加入者の共助では成り立たない制度である。保険料は収めても医療機関は遥か彼方にしかない地域などは、不公平とはならないのか、これからも目を離せない課題である。

以上

令和2年第6回総務文教常任委員会 所管事務調査報告書

令和2年8月11日

国見町会議長 東海林一樹 様

国見町議会議員 松浦常雄

【調査内容】：保健福祉課所管事務調査

国保制度改革の概要（①背景と課題、②保険料水準統一の前提、③納付金制度の目指すところ、④統一保険料率のイメージ、⑤被保険者数の動向と将来の見込み）

① 背景と課題：日本の人口問題・・・大きく変わっていく

ア、日本の人口は100年で半分以下になる。イ、高齢者が増え、若者が減る
イ、生まれる人が減り、死ぬ人が増える。エ、80才以上の人が増え続ける。

医療保険制度改革の方向性

① 改革の背景

ア、増大する医療費・・・約42兆円
イ、少子高齢化の進展による現役世代の負担増
ウ、国保の構造的な課題（年齢が高く、医療水準が高い等）

② 改革の方向性 以下により、国民皆保険を将来にわたって堅持

- ・医療保険制度の安定化
- ・世代間・世代内の負担の公平化
- ・医療費の適正化（・病床機能の分化・連携、入院医療の適正化、地域包括ケアの推進、予防・健康づくりの推進、ICTの活用、後発医薬品の使用促進）

※後期高齢者と若人の一人あたりの年間給付費：若人17万円、高齢者は5倍の86万円

③ 国保改革の大前提

- ・国保改革で、都道府県内の保険料水準を統一すべき
- ・目指す保険料のあり方（保険料は、①どこに住んでいても②同じ所得であれば、③同じ保険料）

④ 国保制度改革の中身

- 1、交付金→医療費をまかなう財源（実際の医療費の増減に合わせ交付）
- 2、納付金→財政運営の主体である県に納付（年度内の納付金の増減はない。＊市町村財政の安定化のため、納付金制度が大きな役割を果たしている）

⑤ 被保険者数の動向と将来の見込み

- ・国見町の推計

年 度	被保険者数	減少数	減少割合
R 元	2, 3 7 2	—	—
R 1 3 推計	1, 5 5 2	▲ 8 2 0	6 5

■R4年→社会保険適用拡大 100人超

■R6年→ " 50人超

ア 被保険者数の動向と将来見込み

A) 医療費指数と収納率がR6までの目標達成

B) 医療費指数 $\alpha = 0$

C) 公費の県単位化を実施

D) 収納率による納付金調整バージョン

E) すべて実施の統一保険料率バージョン

A	B	C	D	E
107,029	116,940	97,436	108,438	105,898
—	9,911	▲9,593	1,410	▲1,130

イ 被保険者数の動向と将来見込み

標準保険料率の推移

年 度	医 療 分		
	所得割率	均等割額	平等割額
H30 年度	6.12%	19,960	14,338
H31 年度	5.72%	19,348	13,940
R2 年度	6.73%	23,619	16,779

医療分	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度
所得割	6.24%	6.24%	5.72%	5.72%
均等割	24,000	24,000	19,300	19,300
平等割	20,800	20,800	14,000	14,000
世帯当たり	122,000	119,667	102,614	97,852
1人当たり	63,016	62,305	54,476	52,542

【感想】

- (1) 国保制度改革の必要性や概要、納付金の仕組みが理解できた。
- (2) 将来国民健康保険の被保険者が減少し制度が成り立たなくなる。それを回避するために、この度の国保制度の大改革が必要であった。
- (3) 国保改革の目標：国民皆保険を将来にわたって堅持するために、①医療保険制度の安定化、②世代間・世代内の負担の公平化、③医療費の適正化を図る必要がある。
(①どこに住んでいても、②同じ所得であれば、③同じ保険料とすることを目指す。)
- (4) 国見町の納付金の収納率は、高い。納付率の低い自治体は高める努力が必要である。

以 上

令和2年第6回総務文教常任委員会 所管事務調査報告書

令和2年 8月7日

国見町議会議長 東海林一樹様

国見町議会議員 八島博正

【調査内容】 保健福祉課所管事務調査

(1) 国民健康保険事業について

菊地弘美保健福祉課長より、国保制度改革の概要について約1時間説明があり、その後質疑応答に入った。

- ① 改革の背景と課題
- ② 保険料水準の統一と納付金制度について
- ③ 被保険者数の動向と将来の見込み

【感想】

- ① 県平均より医療費負担は低い方で、逆に保険税の収納率が高い国見町にとって、今回の改革はマイナスになるのではないか。
- ② 以前、基金は将来必要がなくなると言っていたが、しばらくの間はある程度必要になる。
- ③ 将来被保険者数は確実に少なくなる。そのための準備が必要となる。

以上

令和2年第6回総務文教常任委員会 保健福祉課所管事務調査報告書

令和2年8月4日

国見町議会議長 東海林一樹様

国見町議会議員 佐藤孝

【調査内容】保健福祉課所管事務調査

- (1) 国民健康保険事業について
- (2) その他

1. 国保制度改革の概要 ～納付金制度の仕組みについて～

- ① 背景と課題
- ② 保険料水準統一の前提
- ③ 納付金制度のめざすところ
- ④ 統一保険料のイメージ
- ④ 被保険者数の動向と将来の見込み

以上の項目について、担当課長から詳細説明を受けた。

【感想】

- (1) 平成30(2018)年度にスタートした福島県を保険者とする制度であるが、国見町のようにこれまで安定した国保運営を行っていた自治体にとっては、負担が増えるとの懸念は未だに払拭できない。
- (2) そもそも、地域間の医療水準、被保険者の所得水準と年齢構成の違い、あるいは国税の収納実績により、自治体間の保険料に隔たりがあり、それらを解消するために財政力強化策として県一本化が図られてきたことは、ある意味理解できる。
- (3) しかしながら、医療費水準が保険料に大きく跳ね返ってきた最大の要因である地域間医療格差の解消、さらには検診や保健指導等の予防医療の強化策、収納率向上対策が徹底されていない現状こそ打開されるべきと思う。
- (4) 県運営になり、確かに医療費支払いの不安は解消され、基金保有を心配する必要は基本的になくなっていることは評価できる。
一方、納付金制度導入により、県が示す目標をクリアしないと、自治体単独運営以上に財政がひっ迫する危険性もあることから、県が示す水準に達していない自治体への指導強化が前提になると考える。
- (5) 国見町は、保険料水準が低い現状にあるが、あくまで前記した長年の取り組みの成果であり、その成果を引き続き維持することが、納付金の負担増をさせない最大のポイントであるのだろう。

以上